

## 第12回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年11月13日（火）  
印西市役所4階 41会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担当課 (保育課) 石川主査、黒田主査、小作主査、杉森主任主事  
(指導課) 近藤主幹、海老原主査補

事務局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍聴者 なし

事務局 ただ今より、第12回補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは議題の(1)補助金の評価についてですが、保育課所管の42 民間保育園運営費等補助金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、議題となっております、民間保育園運営費等補助金について、ご説明いたします。こちらにつきましては、印西市民間保育園運営費等補助金交付要綱に基づき、交付を行っている補助金でございます。内容といたしましては、国、県の補助分と市の補助分があります。実際の金額面につきましては、事前にお配りしている資料のとおりでございますが、保育園の数が、ここ4、5年でかなり増加していることもございまして、補助金の支出額は年々増加の一途をたどっております。それから、各保育園におきまして、補助対象となる事業、一時預かりですとか、延長保育、病児病後児保育、地域子育て支援拠点事業等、印西市の場合は比較的それらの事業を行っている保育園の割合が多いということもございまして、他市と比較して若干補助額が多くなっている傾向がございます。裏を返せば、それだけ民間保育園が頑張っていることの証であると考えております。簡単ではございますが、説明は以上です。

委員長 説明が終わりましたので、順次質問させていただきます。

委員 事前の質問で、職員不足や待機児童の問題ということで、市としてはどのような問題

を抱えているのか、ということについて回答をいただいております、保育需要の増大に供給が追い付いていない、それで待機児童が増えているということなのですが、これは数字で見ると、例えばこの表の3頁目ですが、年度末の在園児数の公立プラス私立で、定員が1,113名ですが、それに対して平成25年3月1日現在の在園児数が1,316名ということで、定員に対して108%の入所率というのは、8%は待機児童ということなのではないでしょうか。

担当課 これにつきましては、待機児童数には入っておりません。

委員 それでは、定員をオーバーしているけれども、これだけの園児が入園されているということですね。

担当課 そうです。各園で少し無理をして受け入れをしている、保育士等の確保をしていただいて、受け入れているという状況でございます。

委員 それでは、待機児童はどれくらいの人数がいるのでしょうか。

担当課 毎年4月と10月に、県に対して待機児童の報告をしております、今年の4月では、48名でございます。10月1日現在は、これからの報告なのですが、186名での報告を予定しております。

委員 4月と比べてずいぶん増加していますが、何故でしょうか。

担当課 年度の途中で0歳児、新生児が生まれて、随時入園の申し込みをされる状況があります。1歳児、2歳児等は4月と比較して微増なのですが、新生児については、生まれた子を入園させたいという新規申し込みが、どんどん増える状況ですので、結果として4月と比較しますと増加するということになります。

委員 これからも、増加していくということと、その園児たちを見る保育士の数も足りないというのは、どこの市にもある状況とお考えなのですね。その問題に対して、市としてはどのような対策を考えているのでしょうか。

担当課 現在、新しい私立の認可保育園建設について、協議、若しくは工事を進めているところがございます、来年の3月に、まず印西総合病院の敷地内に別棟を建てまして、そちらは社会福祉法人が運営を行うのですが、72名定員の認可保育園を開所する予定です。また、4月には、ニュータウン中央駅北部の小倉地区、千葉ニュータウンに隣接している区域ですが、そちらに90名定員の認可保育園開設を目指して、先月建設が始まったところです。それから、まだ工事等は始まっておりませんが、来年10

月頃の開所予定で、印西牧の原駅の南側の地区、草深という地区に、75名定員の認可保育園を建設するというので、協議を進めているところです。

委員 施設としては増えていくのですね。

担当課 そうです。

委員 待機児童についても、解消できると見込まれるのでしょうか。

担当課 正直なところを申し上げますと、186名の待機児童のほとんどが0歳児、1歳児、2歳児で占められておりますので、先ほどご説明した保育園の新設だけでは賄えない部分はあると考えております。まだ予算要求の段階ですので、はっきりとしたことは申し上げられないのですが、例えば0歳児、1歳児、2歳児を受け入れる施設を増設していくなども考えて予算要求を行っているところです。

委員 0歳児、1歳児、2歳児は、他の年齢の子供と何か違うのですか。

担当課 簡単に申し上げますと、3歳児以上ですと幼稚園という選択肢もあり、保育園に対する需要は、3歳児以上に関しては分散されますが、0歳児、1歳児、2歳児は保育園という選択肢しかない事が理由の1つとしてあるかと考えております。それから、年齢が幼いほど手がかかるため、保育園の定員に対して0歳児、1歳児、2歳児の比率をそんなに高くすることができないこともあると考えております。また、最近の傾向ですと、共働きをされるご夫婦、保育園に子供を預ける方が年々増加しておりますので、そういった部分で割合自体も増加していることもあろうかと思えます。

委員 施設としては、増えていっているけれども、保育士の方が足りないということでしょうか。

担当課 いいえ、施設ができるということは、そこに保育士を必ず配置しなければなりませんので、最低でも定員分の維持ができる保育士は各保育園に配置されております。ただ、例えば一時預かりですとか、延長保育など、通常保育と別の部分になってきますと、余計に保育士が必要となることや、定員を超えて子どもを預かっていただくということになりますと、やはり、子どもの数に応じた保育士が必要になる、というところもございます。

委員 ちょっと私がまだよく理解できていないのですが、保育園を建てるということは、その定員に応じた保育士の確保はセットでできているという認識でよろしいのでしょうか。

担当課 そのとおりです。

委員 それでは、施設としては増設を行っているが需要には追いついていないということですね。それから、補助金に関しては、伸びる需要に対してどのように対応していくのでしょうか。このまま保育園が増加の一途を辿ると、市の財政負担も大変なものになりますよね。その辺りのお考えは何かあるのでしょうか。

担当課 今のところ、例えば延長保育や一時預かり等、国や県の補助制度としてのメニューがあるものについては、引き続き支出していこうと考えております。保育園の数が増えれば、補助額がどんどん増加していくということは、やむを得ないと考えております。

委員 財政負担が大きくなるのもやむを得ないというお考えなのですね。それで大丈夫なのかなというのが、気になるころではあります。補助を受ける側としては必要だからということになるのですが、市の財政として、大丈夫なのかなという懸念があります。

担当課 補助項目にもよりますが、補助額全体に対して2分の1は国から手当てされるものもあれば、3分の2のものもあります。項目によって、補助率は変わるのですが、全額が市の負担で行っているものは、この補助金のメニューのごく一部でございます。ほとんどの補助メニューは、国、県の補助も入っている形になっております。ですので、国、県の補助メニューを市だけ支出しないというのは、難しいと考えております。

委員 国、県が用意しているメニューであれば、市も補助金を出さざるを得ないということですね。

担当課 そうなります。後は、補助対象となっている事業について、事業者がやるかやらないかを選択することとなります。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 事前質問に対する回答内容で、かなりの部分は、理解できたのですが、3頁目に年度末在園児数があり、これを見ますと、平成25年3月1日現在では1,316人で、ずっと増えてきているわけですが、その中で、0歳児、先ほど待機児童の説明をされましたが、毎年0歳児が増加していったら、5歳児は、次年度小学校に入学するので保

育園から卒園しますよね。そうしますと、5歳児が220名程度で推移していますから、同じくらいの0歳児が入園できるという認識で良いのでしょうか。

担当課 5歳児の場合ですと、基準では、30人に1人の保育士を配置することとなっていますが、0歳児の場合は、3人に1人保育士を配置しなければならない基準となっておりますので、5歳児の担任が仮に1人いたとして、5歳児が卒園し、その担任が、新年度は0歳児の担任になったとすると、預かれる子供の数は10分の1になりますので、5歳児200人が卒園したからといって、同数の0歳児を受け入れることは不可能です。

委員 ということは、毎年同じ数であれば良いのだけれども、0歳児や1歳児が増えている状況であるということですよ。

担当課 預けたいと希望される方が、年々増加しているということでございます。

委員 働く女性には深刻な問題ですから、やはり公共的にサポートすべきだと思うのです。それが1つと、もう1つは資料③で各市ごとの状況で、園児数が出ておりますが、この印西市の園児数570人というのは、私立のみの在園児数なのでしょうか。

担当課 そのとおりです。私立保育園に対しての補助金ですので、私立保育園の在園児数となっております。

委員 他の市も、私立保育園に在園している園児数ということですね。

担当課 そうです。

委員 表を見ますと、印西市は園児数1人当たりの補助額が平均ぐらいである、というイメージなのですが、我孫子市などと差額等はこういったところで差が出ているのでしょうか。

担当課 我孫子市の場合、印西市よりも補助を出す項目がずっと多いことがあります。

委員 補助対象経費が、印西市と比較して幅が厚いということですね。

担当課 はい、そうです。

委員 逆に、白井市は印西市と比較して補助額が3分の2ほどですが、対象項目が印西市に比べ少ないということなのでしょうか。

担当課 対象項目の部分もあるとは思いますが、一概には言えないと思います。例えば病児病後児保育というところでは、国の補助対象で何百万円という補助金が出ておりますので、それをやっているかやっていないかでも1人当たりの補助額に大きく影響してきます。これはあくまでも保育サービスのオプションという部分でして、保育園側でやってもやらなくても良いサービスとなっておりますので、そういう部分で差が出てくるものです。

委員 そうしますと、白井市は、印西市よりもオプションが少ないということでしょうか。

担当課 オプション自体は、調査しましたところ、印西市と白井市で大きく変わるということとは無いということです。ただ、園児数に応じて補助を出す項目と、保育園でサービスをしているか、していないかに応じて補助を出す項目がございますので、白井市の場合ですと、先程も申し上げましたが登園した後に体調不良になってしまったお子さんを看護師が見る病児病後児保育、そのサービスを行っている保育園数が、印西市と比較しますと数が少ないというところがありますので、その部分で金額的な差が出てきているものと認識しております。

委員 白井市より印西市の方が、サービスが受けやすいということ、逆に、我孫子市と比較すると、少しサービスが受けにくいということになるのでしょうか。

担当課 一概にそうだとは言えません。

委員 一概には言えないとのことですが、ここは補助金の審査をしている場ですので、当市の補助金が適切かというのは、客観的な数字を見比べて、どうかという部分が1つと、それから効率的に行えているかという2点があると思うのですが、親が負担する費用との関係は、あるのでしょうか。

担当課 親が負担する費用に関しましては、保育園に通っているお子さんに対してかかる費用というのは、基本的には保育料のみということになります。保育料に関しましては、親の所得税額に応じた保育料を決定することになっておりますので、各世帯によって保育料は高低があります。

委員 質問の趣旨はそうではなくて、印西市は1人当たり約19万円ですよね。白井市は12万6千円ということで、白井市の方が親の負担が多くて、印西市の親の負担が少ないということではないのですか。

担当課 そういった事は、無いと思います。

委員 それでは、親の負担は大体同じですが、これだけの差が生じるということですね。それからもう1点ですが、先ほど一時預かりや延長保育の需要が増加しているということでしたが、その際に親の負担というのはあるのでしょうか。

担当課 まず、一時預かりに関しましては規則がありますので、その規則で料金の規定をしております。

委員 一時預かりの場合は、親の負担があるということですね。延長保育については、そうなのでしょうか。

担当課 延長保育については、公立保育園に関しては、延長保育での受益者負担は、今のところございません。私立の夜7時から8時までの部分に限り独自で料金設定がされております。

委員 よくマスコミで報道されている、幼保一体化というのがありますよね。それとこの補助金とは、何か関係があるのでしょうか。

担当課 印西市内には、しおん幼稚園としおん保育園の二つを合わせて、1つの認定子ども園として認証を受けていますが、この補助金は、あくまで保育園に対して補助を行っているものです。

委員 幼保一体化が進んでいくと、この辺がもっと効率化されるとか、サービスが向上するというようなことに繋がるのでしょうか。全然関係ない話なのですか。

担当課 認定子ども園については、保育園の持っている機能と、幼稚園の持っている機能を併せ持って、例えば保育園に通う3歳児、4歳児さんが、教育施設としての機能を持つ幼稚園の教育と一緒に受けることができる等のメリットがあると思います。

委員 印西市として、今後、将来的にどの様に取り組んでいくかということについては、どのように考えているのでしょうか。

担当課 個人的な考えということで申し上げさせていただきますが、認定子ども園自体は、国も今、制度として進めていこうということになっておりますが、第一義として、現在ある幼稚園を認定子ども園とすることで保育園の機能を持つということになりますと、0、1、2歳児も幼稚園で預かれるようになります。そうしますと、待機児童数も当然減っていくという図式にはなると思います。ですので、待機児童対策として、幼保一体型施設を増やしていくということは、メリットがあると考えております。た

だ、幼稚園が最終的にそれをやりたい、と言ってくれるかどうかは課題としてあると思います。

委員 補助金政策として、そういう中身についても、政策で将来のあり方について誘導するようなことを考えるべきではないかなと思います。同じ補助を出すにしても、効率的な補助のあり方を検討していただければと思います。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 印西市において、待機児童の数は、把握しているのでしょうか。

担当課 毎月、入園判定会議という会議を行っておりまして、申込者に対して何人入れたかという数値をその時点で把握しております。先ほど10月1日現在で186名とご説明させていただきましたが、その時点から現在までで実際に入園ができていないお子様は、200人以上いるという状況でございます。

委員 先ほどのご説明を伺っていますと、非常に結構なことだと思うのですが、3か所私立保育園が開園するとのことですが、その3園で待機児童全てを賄えるのでしょうか。

担当課 正直申し上げますと、0、1、2歳児の部分については、賄いきれないと考えております。

委員 そうしますと、いたちごっこと言いますか、印西市の人口は増加傾向にある訳ですから、そういった将来予測は、どのようにされているのでしょうか。

担当課 子ども子育て支援事業計画というものを、平成26年度末までに策定しなさいということで、国から通知がありまして、その中で将来的な児童数の推計というか、今後どれくらいの保育の器が必要なのか、計画の中で示していくこととなりますので、現在はそういった計画はないのですが、今後策定をしていく予定でございます。千葉ニュータウンの分譲の状況などを見ますと、まだまだ土地があって、なおかつ少しずつ売れているような状況ですので、暫くは今と同じように児童数が少しずつ増加していくであろう、と推測しております。

委員 いずれにしても、保育園に入園するお子さんというのは、両親が働いているからという理由がありますよね。そういった子どもを全て入園させることは、可能なのでしょうか。

担当課 保育園自体は、両親が就労している等の条件が満たされていれば、0歳児から5歳

児までの小学校就学前の児童が入園することが可能です。

委員 幼稚園には0，1，2歳児を預かれるような附属施設は無いのでしょうか。

担当課 基本的に幼稚園は3，4，5歳児を預かる施設ですので、それ以下の年齢のお子さんを預かることはできません。

委員 子どもを預ける親が、仕事が終わってから7時までに子どもを迎えに行くというのは、相当困難で悩ましいという話を良く聞くのですが、市としてそういったニーズを把握されているのでしょうか。

担当課 現状では公立保育園は、夜7時まで、私立保育園に関しては、夜8時までやっただいていて、本当はもっと仕事をしなければいけないのだけれども、早く帰ってきている人がどれ位いるのか等については、調査しておりませんので、把握はしていません。

委員 人口が増加するにしたがって、お子さんも増えている。その傾向については非常に嬉しいと思うのですが、お子さんを預かって、育てて面倒を見てくれるというのは、相当のプロでないとできないことです。ここに予備保育士設置費補助や特定乳幼児受け入れ、延長保育促進事業など、6か所の保育園について記載がありますが、同じ項目、同じ金額になっているのですが、その辺の意味がわからないので教えていただきたいのですが。保育しているお子さんの数が、多い所や少ない所があると思うのですが。預かっている園児数に応じた配分であるべきではないのでしょうか。

担当課 今委員がご覧になっているのは、当方で作成しました、平成24年度の予算計上の積算根拠の部分かと思いますが、保育園ごとに補助項目に応じて積算根拠をお示ししてございます。ご指摘のありました、予備保育士、特定乳幼児受け入れ、延長保育、病児病後児保育などに関しましては、基本的に国の補助金の要綱がございまして、こういった事業を行っている保育園に対しては、この金額まで国の補助を出しますという決まりがあります。現在、私立の保育園も定員を超えて子どもを預かっていたり、体調不良の子どもを預かっていたりといった保育園が増加しておりますので、市の予算計上に当たっては、国が定めた補助基準額で予算計上をさせていただき、各保育園にそういった色々な事業をやっていただく素地を作るような形で、予算の段階では、計上させていただいております。

委員 何しろ、この補助金は、金額が大きいですね。金額がかかるのはやむを得ないと思うのですが、この補助金で何か節約できるところというのはあるのでしょうか。

担当課 補助金ですので、予算上は、金額を持っていても、実際に保育園側が事業を実施し

ない場合には当然、補助金を出さないということになりますので、保育園が事業を実施しなかったり、補助対象から外れた場合は、節約という用語弊がありますが、予算額と比べて交付額が低くなる形になります。

委員 予定していたものがその通りいかなくて、できなかった例というのは、あるのでしょうか。

担当課 例えば、先ほど病児病後児保育についてご説明しましたが、この事業を行うにあたっては、看護師を常時2名配置しなければならないという高い条件があり、結果として看護師が1名しか確保できなかったという理由で、できなかった例。それから、人件費がかかるのもう事業を継続しませんといった形で、事業を中止されたところもございます。

委員 市の担当者として、そういったところのチェックもされているということですね。

担当課 保育園でどのようなサービスを行っているかということは、我々も把握しておりますが、現在の高い保育ニーズがある状況、また保育サービスが多様化している中で、市としてこのサービスを止めろというのは難しいと考えております。園としてこのサービスを実施したいということであれば、当然、市として補助金を出すということになろうかと思えます。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 私が伺いたいのは、この補助金のうち、市単独部分、上乘せ部分がどこなのかということを知りたいのですが。

担当課 市で上乘せをしている部分につきましては、障がい児保育の関係なのですが、お配りした調書で申し上げますと、先ほどの積算根拠の部分ですが、山ゆり保育園の中に特定乳幼児受け入れに要する経費という部分がありまして、この積算根拠が2段書きとなっておりますが、下段部分になりますが、市で上乘せしているのは、障がい児を受け入れた場合について、本来の県の補助だけですと、上段部分、1人分の保育士の確保をした部分にしか補助が付かないのですが、印西市ではこれにプラスアルファして、障がい児を受け入れて、かつ、加配の保育士、その障害児に付く保育士を確保した場合については、その部分について上乘せをしているところです。

委員 つまり、国と県の補助では保育士1名分しか手当てされないが、印西市は障がい児

の人数に応じた保育士を配置した場合、マンツーマンとなるように保育士の手当て部分を上乘せしているということですね。それから、この積算根拠に象徴されるように、保育士1人当たりの単価が15万8千7百円なのですが、障がい児を1人見るための保育士の人件費をその金額でやってくださいということなのです。印西市が上乘せをして障がい児の保育環境の向上をされていることは非常にありがたいと思いますが、そもそもの人件費が少なすぎると思うのです。他の事業を見ても、補助単価は、ほとんどこの金額を使っていますよね。その金額で保育士を一人雇ってくださいということになる訳ですが、この金額ですと、パートタイムや非常勤職員で賄ってくれ、とにかく増加する待機児童になんとか対応してくれという姿勢がありありと見える補助内容で、非常に悲しくなります。どこまで子育て支援にお金をかければ良いのか、社会的な目などもあると思いますが、やはりこれは社会的な需要として、市としてやっていかなければならないですし、保育をすることは自治体の義務になっていますので、お金をかけて、子どもたちのためにやっていかなければならないと思います。それから提示していただいた資料の中で、定員に対する在園児の率が、300%になっている保育園もある訳です。先ほどの人件費で定員に対して300%に達するような園児を見ている現場はどの様な状況なのだろうと、事故が起きなければと思います。ですから、補助額全体を見ますと大変なお金が使われていますが、安全にお子さんを預かるということが第1だと思いますので、人件費の部分については少し上乘せを考えていただきたいと思います。国と県で決めている基準額を、そのまま市単独上乘せの部分でも使っていますから、ある意味この基準額というのは最低ラインだと思うのです。我孫子市などは、そういった部分を上乘せしているから、1人当たりに係る額が大きいのではないかと推察しますので、今は、増え続ける保育需要に対応すること、数を増やすことに重点を置いているのかもしれませんが、そこで育つ子どもたちに提供する質というものを忘れずに、サービスをお願いしたいと思います。国、県は、パートで対応することしか考えていないと思いますので、質の高い保育を提供するためには、やはりベテラン保育士を育てること等が必要であると思いますから、賃金面でもそれが達成できるような、経験や勤続年数に応じて加算ができるような補助制度にしていきたいと思います。担当課としてのご意見があれば伺いたいのですが。

担当課 確かに、補助制度に関しましては、国、県の基準額があり、ある程度全国の自治体で同じような金額でやっているというのが実情であるというのが正直なところでして、印西市単独で上乘せということは、予算的にも難しいところではありますが、確かに、金額的にこれで良いのかということについては、思うところもございますので、その部分については、実際に市としてどういった部分に力を入れるのか、保育でも、特にこういったところに力を入れていきたい、そういった考えの基に、補助額を増額する、市単独上乘せを行っていくということを考えていければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

委員 現状は、中々苦しいとは思いますが、人件費の部分に深みを持たせるような、そこ

に市の意思が現れるような補助制度の構築をお願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは私から質問させていただきます。私も詳しいことはよく存じ上げませんので、基本的な質問をさせていただきますが、先ほどから待機児童の数が多いと説明がありましたが、それに対して保育園を作るというのは、公立保育園を作るということかと思っていたのですが、市としては公立保育園を建設する方向ではないのでしょうか。

担当課 公立保育園を造るためにかかる費用と、私立保育園を造るためにかかる費用を比較しますと、まず、補助金の出かたが、公立の場合は、施設整備の整備に対する補助というものが全くありません。それから、先ほどからご説明している各保育サービスに対する補助というものも全くございません。対して、私立ですと、施設整備に対しても大きな補助がありますし、開園後の保育サービスについても補助があるということで、トータルで見ますと市の負担は、私立保育園に対する補助を行う方がコストが安くなるため、公立保育園の開設は、予定しておりません。

委員長 公立と私立を比較した場合、何割程度コストが削減できるのでしょうか。

担当課 例えば、施設整備で申し上げますが、2億円くらいの施設を整備しようとする、市が建設する場合は、全て市の負担となります。民間で建設する場合は、建設主体の民間が負担する額は、約4分の1の建設費で済むこととなり、残りの4分の3を国、県及び市で負担することとなります。その4分の3のうち、実際に市が負担する割合は、様々ですが、4分の1から12分の1位の負担額となります。施設整備だけでも、それだけ負担が違いますので、運営費を含めるとその差は、さらに広がります。

委員長 分かりました。それでは他に質問はないですか。これで質疑を終了します。

委員長 それでは、42民間保育園運営費等補助金について評価を行います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

それでは委員会の意見としては、現状維持で継続と、拡大して継続を両意見とし、現状維持を上に記載することとします。

委員長 それでは続きまして、43私立幼稚園園児保護者補助金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、43私立幼稚園園児保護者補助金につきましてご説明いたします。こちらの補助金については、交付対象者が私立幼稚園に在籍する園児の保護者ということで、内容としましては、市の単独補助となっております。交付要件は、印西市に6カ月以上住民登録があり、私立幼稚園に6カ月以上在園する園児の保護者で保育料を納入した者となります。交付額は、園児1人あたり年額2万円を交付しております。補助の目的としましては、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公、私立幼稚園の格差是正及び保育園との保護者負担割合の是正を図り、少子化対策の一環の受け皿である幼稚園教育の推進を振興することとさせていただきます。効果としては、保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励し幼稚園教育の推進を振興するとともに、公、私立間及び幼稚園、保育園間の保護者負担割合の是正が図られたと考えております。説明は以上です。

委員長 説明が終わりましたので、順次質問させていただきます。

委員 事前の質問に対する回答についてですが、平成23年度に補助金を1万円から2万円に増額したということですが、2万円の根拠というのは、公立と私立の負担の差ということなのでしょうか。

担当課 実際には2万円では、負担は同じにはなりません。公立ですと、入園料が2千円、保育料が月額6千円なのですが、私立ですと入園料が約6万円で、保育料が月額約2万円ですので、その額で計算しますと2万円で差が全て埋まるものではないと考えております。

委員 それでは2万円ですと、公私の差は、何割程度差が縮まるのでしょうか。

担当課 この補助だけではなく、この補助以外にも就園奨励費補金等がありまして、そちらでも公私の格差を是正していることもあり、この補助金のみで何割という計算は、しておりません。

委員 この補助金の目的が、公立と私立の格差是正を図ることが目的ですよね。ですから何割くらいかと質問させていただいています。

担当課 保育料だけでいえば、1割から2割程度になると思います。

委員 公立の方がもちろん安いですよね。私立に通わせている家庭の負担は大きいと。その差額の1割から2割程度の補助であるということですね。この2万円がどのような根拠で決定されたのかが不明ですね。

担当課 当初は、5千円から始まっていきまして、それが段階的に引き上げられてきたものです。

委員 分かりました。次に、提出していただいた表を見ますと、交付者数が年々増加していますが、平成26年度は、減少に転じるのですか。

担当課 平成26年度については、自然増のみを見込んだ数値を記載させていただいておまして、転入者の見込みが入っていないため、このような数字となっております。自然増では減少傾向となるのですが、実際は、ニュータウンへの転入者が加わりますので、増加すると考えております。

委員 では実際は、例年どおり増加するわけですね。

担当課 そうなるものと予想しております。ただ、市内の私立幼稚園自体が6園しかありませんので、保育園の待機児童が出ているのと同じように、私立幼稚園にも定員以上の入園希望があるという状況になっておりますので、他市の幼稚園に行かれるとか、園の自助努力といっても定員があるものですから、ニーズとしては、今がピークにあるのかなと考えております。

委員 しかし、公立幼稚園は増やせないのですよね。そういったときにどのように対応するお考えなのですか。

担当課 公立幼稚園は、現在3園ございますが、1園については3年保育のため、入園者は増加しており、ほぼ定員に達している状況でございます。他の2園につきましては、定員の約半数ほどしか入園していないとこのことですので、今後、公立と私立の関係を検討していかなければならないと考えております。設立当初の役割を終えたということで、公立幼稚園を終息するのか、それとも、もう少し公立幼稚園を重点的に改善をしていく方向にするのかという検討が必要であると考えております。

委員 それから、事前の質問に対する回答、質問2に対する回答が良く理解できないのですが、他市には、類似の補助金がありません状態ですよね。これは他市には、私立幼稚園が無いということですか。

担当課 私立幼稚園は、他市にもございます。

委員 当然、ありますよね。では、他市はどのように考えているのかお分かりになりますか。

担当課 要望があったり、無かったりというのは実際にあるとは思いますが、ある市では、助成してほしいといった話はあるようで、無いところは、当初は、補助制度があったのかもしれないのですが、近隣を確認した限りでは要望が無いと伺っております。印西市は特にニュータウン地区への転入者が多く、都内からの転入者も多い状況です。都内では、入園料等が高いのですが、その分補助も手厚かったということで、印西市は、何も補助が無いではないか、というような要望が出てきているのではないかと伺っております。逆に、近隣では、幼稚園から行政に対して保護者に対する補助をお願いしたいとの要望があるようです。

委員 印西市は、保護者の方からの要望があるということと、転入者が多く、要望も多いので対応しているということですね。他の市もいずれはそういうことになるかもしれないですね。それから、一律2万円というのは、いかがなものかと思うのですが、実務的に算定するのは難しいのですか。

担当課 そうですね。確かに就園奨励費については、所得に応じているのですが、上乗せをする場合に一律で上乗せする市町村はありますが、個々の所得に応じてきめ細かに行うということはなかなか難しいと思います。

委員 市は、前年の保護者の所得を把握されていますよね。そういう数字を保育課で自由に見れないのでしょうか。

担当課 就園奨励費の支給の関係で、所得額などは見れますので、技術的には可能です。

委員 ただ、所得に応じてとなるとむずかしいということですね。

担当課 はい。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 幼稚園の入園料というのは、幾らくらいなのでしょう。

担当課 公立については、2千円で、私立については、印西市内は6万円から8万円程度です。

委員 公立と私立で随分差があるものですね。その差というのはどういった部分にあるのでしょうか。

担当課 公立は、市で行っていることもあり、公費で賄われている部分が多いのではないかと思います。私立は、運営費等に市から補助を行っていませんので、施設の維持管理部分については、入園料の部分を多くしないと運営的には厳しいのではないかと考えております。

委員 現在、私立幼稚園に入園したいのに、入園できない子どもはいるのでしょうか。

担当課 現在、特にニュータウン地区は、入園希望者が多いため、既存の市内幼稚園は、定員一杯の状態が続いており、ニュータウン地区は、入園するために何日も前から泊まり込みをして入園申し込みをする方がいらっしゃるような状態です。実際に入園できないお子様もいらっしゃるようで、そういった方については、白井市など、市外の私立幼稚園を利用されているのが現状です。

委員 変な言い方ですが、保育園に入れたくない、幼稚園に行かせたいのに入れないといった場合に、調整などは行うのでしょうか。

担当課 保育園の待機児童が出ている場合、我孫子市などは定員割れをしている幼稚園に対して、預かり保育をお願いして、保育園に流れる子どもの一部を幼稚園に流すということを行っているそうです。ただ、印西市では幼稚園も保育園も一杯という状況で、更に2年保育であることや、送迎バスが無い、預かり保育も無いという状況ですので、公立が敬遠され、他市の送迎バスなどがある私立幼稚園を利用されている方が多い現状です。

委員 この2万円の補助というのは、最初は1万円だったということでしょうか。

担当課 もともとは、5千円で始まっております。

委員 5千円では足りないですね。

担当課 5千円では足りないということで、平成16年に請願があり、1万円に増額しました。その後平成22年にも同じく議会に請願がありまして、その際には入園補助も、というお話であったのですが、議会で請願は採択されたのですが、入園補助まで行う

ことになりますと、まとまった財源が必要となりますので、それは厳しいということで、この補助金の1万円を倍の2万円にするということになっているものです。

委員 それは、印西市独自でその金額ということですね。余所にはないということですか。

担当課 はい。

委員 そうしますと、印西市に住んでいて良かったという方が多いのではないですか。

担当課 都内の状況など、上を見ますと切りがないのですが、近隣でもあまり行っておりませんし、白井市などは、子ども手当ができたときに、今まであったものを廃止したということもありますので、それがあってもありがたいといった声は、受けていません。

委員 ありがとうございます。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 いくつかお伺いしたいのですが、この補助金は、幼稚園の設置者が市に請求をして、印西市から通っているお子さんの分を一括して受け取っているのでしょうか。

担当課 就園奨励費は、設置者に対してのものです。この補助金については、保護者に対して交付するものです。実際は、園が保護者から委任状を受け取って、市が確かにその園児が印西市在住であることを確認の上、園に対して支給しております。

委員 園から保護者への配付の仕方というのは、現金で支給する形になるのでしょうか。

担当課 そのような形になっております。

委員 それは、市の指導としてそのような方法を取られているのでしょうか。

担当課 もともと、そういった方法をずっと採っています。

委員 それでは事務負担の軽減という意味で、まとめてやっていただいている部分は大きいということですね。就園奨励金は、保護者に対して直接交付でしょうか。

担当課 就園奨励費は、保育料を減免した園に対して交付することになっており、設置者から申請していただくことになっております。ただ、実際は、各決定額に対応する減免

をすることは難しいため、設置者から保護者に対し支払っていただく形となっております。

委員 先ほど、そもそもの目的は公立幼稚園と私立幼稚園の差額を軽減するために行っているというご説明だったのですが、将来的に公立幼稚園が無くなった場合に、この負担軽減のための補助金は廃止する方向なのでしょうか。

担当課 現在のところ、そういった考えはありません。

委員 保護者の負担軽減を図るためということなのですが、ある意味では、幼稚園設置者の経営支援の側面もあると思います。保育料を上げて、保護者の負担を求めなくても済んでいるということですから、経営上助けているということになると思います。やはり、市としてしっかり私立幼稚園の経営状態を把握しておかなければならないのではないのでしょうか。その辺りはきちんと確認されているのでしょうか。

担当課 この補助金は、保護者に対する補助ですので、園の経営状態については、把握しておりません。昔、幼稚園自体への補助を行った際に、経営状態を把握したいので、全ての財務諸表を提示してほしいと依頼したこともありましたが、補助金の必須提出書類で無かったこともあり、1園を除いて協力していただけないような状況でした。

委員 なかなか、そういった書類を提出してもらうのは難しいですよ。私立幼稚園の許認可権は県にあるわけですから、市としては経営上どうかということは分かりませんし、監査をするわけにもいかないという立場にあって、ただ補助金は、出してくださいという要望があるので、補助を出していると。それは現実的に保護者の負担軽減というよりは、幼稚園の経営支援になっているかもしれないというところなので、2万円の根拠などを考え始めると、もやもやしてしまう補助金ですよ。

担当課 実際、2万円を交付することによってどの程度保育料が変わっているのかということもあります。年間2万円が交付されるので、じゃあ2万円保育料を上げてみようという幼稚園は、なかったのですが。

委員 先ほどの保育園の話もそうなのですが、幼児教育の部分を、社会的な部分としてどうしていくかということをもとめていかないと、私立幼稚園の経営内容は、分からないけれども補助は、行うという形になってしまいますし、県で許認可を行うのであれば、県で負担軽減策を考えてもらう、市としては、県に相応の負担を求めていくということが必要ではないのでしょうか。私立幼稚園の問題は、印西市だけのものではないでしょう。県全体、国全体の問題であると思いますので、負担が重いというのであれば、もう少し上の行政レベルでの補助等を考える必要があると思います。公立幼稚

園は、サービスが悪いので、保護者はあえて選ばない。高い保育料を払うことを承知の上で私立保育園に預けている側面もある訳ですから、市が負担軽減を行うのはどこまでが妥当か、通用するのかという線を引いた方が良いのではないのでしょうか。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 もう一度確認したいのですが、市内の公立幼稚園は、何園あるのでしょうか。

担当課 市内の公立幼稚園は、3園です。

委員 3園が同じような設置条件なのでしょうか。

担当課 合併して、もともと各市村に1園ずつあったものなのですが、1園については3年保育があるということと、エリア内は、バス送迎がありますので、他の2園とは条件が異なります。

委員 合併前のサービスがそのまま引き継がれているということですね。

担当課 はい。

委員 保育内容というのも違うのでしょうか。

担当課 保育内容については、基本的には変わりませんが、2年保育ですと年少が無いのと、やはりバス送迎が無いというのが一番の違いかと思っております。

委員 公立保育園を充実させるという考えは、無いというのが市の見解なのでしょうか。

担当課 今後の公立幼稚園の方向性についての考え方は、学務課が担当となり、保育課では分かりませんが、充実させていくとなると、人件費等固定費の増大がありますので、現在のところは、充実させるという考えには至っていないと思います。

委員 民間の幼稚園に任せるという方向にあるのではないか、ということですね。

担当課 廃止するという話は聞いていませんし、保護者からも廃止しないでほしいといった要望があったということも聞いております。

委員 充実するか、縮小、廃止するかは分からないということですね。分かりました。以

上です。

委員長 それでは私から質問させていただきたいと思います。先ほど来、対象者は、保護者ということで、園ではないということですが、保護者を支援する目的であれば、所得による差を設けるべきであると思うのです。先ほど委員から質問もありましたが、そういう考えがこの補助金に無いのは、納得がいきません。園に対する補助であれば、園児1人当たりの金額で構わないと思いますが、所得に応じた制限を設けるべきだと思います。それから、市外から市内に通園している方も対象になるのでしょうか。

担当課 市外から通園しているお子さんについては、対象外です。

委員長 分かりました。それでは他に質問はないですか。これで質疑を終了します。

委員長 それでは続きまして、44民間学童クラブ運営費補助金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、44民間学童クラブ運営費補助金についてご説明いたします。まず交付対象者ですが、社会福祉法に定める第2種社会福祉事業の届出をしている学童クラブの設置者で、その運営が国及び県のガイドラインに準じており、開設日数が年間250日以上で保育料が印西市と同額であること、この条件を満たす者を交付対象者としております。現在交付している者は、NPO法人しおんの家で、今年度から交付対象としております。市の施策に対する貢献内容ということでは、学童クラブの無い船穂小学校地区において学童クラブの運営を行うことで、市の放課後等の学童児の受け入れをしてもらえているということで貢献していただいております。また、船穂地区に限らず、近隣で待機児童が出ている地区もあり、その地区の学童についても引き受けていただいている状況です。制度の内容としまして、児童福祉法の趣旨に基づいた、放課後児童健全育成事業を行う施設として、設置した学童クラブの運営を行う者に対して、学童クラブの運営費を補助金として交付するものです。効果としましては、学童クラブ未設置校の児童に対して、学童保育施設を建築、維持管理する経費の負担が無く、公平なサービスを提供することができ、また、待機児童の解消対策の一助となるものです。説明は以上です。

委員長 それでは、順次質問させていただきます。

委員 学童保育は、何時から何時まで行っているのでしょうか。

担当課 平日は、放課後から午後7時までで、休日や長期休暇などの際は朝の8時から夜の7時まで行っております。

委員 建物などは、どうなっているのでしょうか。

担当課 市全体で見ますと、公設公営のものがほとんどで、その他公設民営、いわゆる指定管理として3学童を指定しております。ただ、今後の方針としては、指定管理を進めていきたいと考えております。民間独自で行っているのは、船穂のみとなっております。

委員 親の就労支援には、寄与しているのでしょうか。

担当課 学童保育に待機児童が出てしまうと、その親から子供の事があるので仕事をあきらめますという話や、仕事の条件を変更して午前中だけにしたというような話が実際ありますので、そういう意味では待機児童をなくすことで就労支援にも寄与しているものと考えております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 これは、しおん幼稚園さんが昔から独自に学童保育を行っていて、それを今回、市の事業として行うということになったものだと思いますが、現在と過去でどのくらい条件が違うのでしょうか。

担当課 保育料が高かったというようなことは聞いております。

委員 積算根拠の部分ですが、平成25年以前のしおん独自で行っていたものが、どのように行っていたかにもよると思うのですが、加算を行っているということでしょうか。どの様な根拠で行っているのでしょうか。

担当課 補助金自体は、しおん学童で幾ら経費がかかっているかに関わらず、放課後子どもプランということで、県の基準額がありまして、その基準額ということで交付をしております。

委員 定員は、10名なののでしょうか。

担当課 定員は、26人の定員です。今年度の入所見込みは20人を想定しておりますが、現在は、まだ20人に満たない状況です。

委員 昔からしおん幼稚園が行っている私塾みたいなものがあるって、その私塾に現在も通

っている子もいれば、学童保育に通う子もいて、同じ部屋に2つのニーズの子たちがいて、それは同じ金額で行っているのでしょうか。

担当課 それは全く別々で、通常の学童保育を利用したい方は、印西市の定める保育料を、私塾に通われたいという方は、私塾で設定した料金を支払っております。

委員 同じ場所でやっているのでしょうか。

担当課 私塾としての授業を行うときには別の部屋へ移動していると思います。

委員 少し私が懸念しているのは、塾として行っているしおん幼稚園の経営をある意味助けてしまうことが無いようにしていただきたいと思うのです。

担当課 当初この学童を立ち上げるときに、市としては建物を建設しなくて済む、しおん幼稚園は、空き教室を有効活用できるという双方にメリットがあったことからこのような整備手法になったと考えております。

委員 確かに学童保育を新たに建設すると、莫大なコストがかかりますね。この金額で行えるというのであれば、あまり目くじらを立てるものではないのかもしれませんが、以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 学童クラブの設置状況について事前にお伺いしていて、20の学童クラブを設置されているということですが、学童について全然理解が無いのですが、公設公営の学童は、各学校内にそれぞれ設置されているのでしょうか。

担当課 例外はありますが、ほぼ学校内に設置をしています。

委員 子どもの面倒をみる方は、こういった方なのでしょうか。

担当課 学童保育指導員ということで、市が採用させていただいている任期付職員と非常勤職員を配置しております。

委員 公設民営というのは、運営自体を民間に任せているということですね。

担当課 そうです。

委員 現在、20校中17校に学童が設置されているということですが、調書2頁目、4の中で、4月1日現在で船穂、原、高花及び小倉台小学校から9名の児童が入所し、という記載がありますが、これはどのような状況なのでしょう。

担当課 これについては、学童クラブ未設置校1校の児童と他の3校それぞれに学童を設置しているのですが、当初待機児童が発生しておりまして、その学童に入れなかった児童について、しおん幼稚園の園のバスを利用して受け入れているという状況です。

委員 待機児童は、今もいるのでしょうか。

担当課 年度当初は、かなりの数が出るのですが、夏休みをはさむと減少する傾向で、現在は西の原で1名待機児童が出ているのみとなっています。

委員 この民営の学童クラブを増やす方向で考えているのでしょうか。

担当課 今のところは考えておりません。

委員 待機児童の需要の推移というのはどのような感じなのでしょう。

担当課 毎年増加する傾向にあります。今後も小倉台、西の原、原地区に一戸建てやマンションなどへの入居が想定されますので、増加傾向になると思われます。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 質問に対する回答で、今後は順次指定管理者制度の導入を進めていきたいと回答されていますが、これは未設置校の話なのでしょう。

担当課 未設置校ではなく、既存の公設公営の学童クラブについて、公設民営となる指定管理者の導入を進めていきたいという考えになります。

委員 指定管理を行う業者の方が、いいという理由は、どのようなものなのでしょう。

担当課 色々なメリットがあると思いますが、民間の考えによる柔軟なサービスの展開が図られること、経費的に抑えられるということや、指導員を指定管理を行うすべての施設で包括的に柔軟に回せる、市の事務負担が軽減できるといった事が挙げられます。

委員 安かろう、悪かろうということではないのですね。例えば人件費を削ったりして応募してくることも考えられると思うのですが。

担当課 人件費部分などについては、市の積算を示して、この額で積算をすることという様な条件を付しておりますので、働く方の不利益にはならないと考えております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは、私から質問させていただきます。指定管理と民営の違いですが、施設が公的な施設か民間の施設かということで、運営しているのはどちらも民間ですから同じだと考えれば、この補助金を交付している団体は、指定管理を行っているわけではないので、施設費という性格で支払っているのかという理解なのではないでしょうか。

担当課 確かに、民間に対しては指定管理と異なり、施設の部分での補助は、行っていませんが、この補助金は、あくまで県の放課後子どもプランの基準額で、基準額の内容には施設分は入っていません。人件費や事業費を対象としているものです。

委員長 そうしますと、施設の維持管理については全て民間でお願いします、ということになるのですか。

担当課 そうです。

委員長 そうしますと、指定管理の場合は、大規模修繕などは市が負担しますから、保育料で人件費や事業費、小規模修繕を賄えばよいですが、民間の場合は、保育料だけで大規模修繕などにも対応するべく努力しなければなりませんよね。民間施設を活用しているのですから、その辺りも補助金の積算に配慮したほうが良いのではないのでしょうか。

担当課 今回のケースについては、もともと、しおん幼稚園が独自の学童を行っていて、建物もあり、そこに市の学童保育児を受け入れてもらうだけということで、このような積算となっています。ですので、受け入れてもらうための施設費というのは、現状では計算しておりません。

委員長 この種の施設というのは、今後できる可能性が無いわけではないですよ。しおん幼稚園が好意で受けているから良いものの、今後他の法人に同じ内容でお願いしたとして、受け入れてもらえるとお考えでしょうか。

担当課 難しいものと考えています。

委員長 そうであれば、どの法人にお願いしても大丈夫な補助制度を設計する必要があると私は思います。以上です。ありがとうございました。

委員長 それでは、ここで一旦、ここまでの補助金について評価を行います。  
まずは43私立幼稚園園児保護者補助金の今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。  
それでは委員会の意見としては、全員一致で現状維持で継続ということになります。  
次に、44民間学童クラブ運営費補助金の今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私は、拡大して継続です。  
それでは委員会の意見としては、現状維持で継続とし、拡大して継続を少数意見とします。

委員長 それでは、次に52中学校国際交流事業補助金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、中学校国際交流事業補助金についてご説明いたします。当補助金につきましては、平成19年に制定しました印西市中学校国際交流事業補助金交付要綱に基づき、中学校において国際交流活動を行うため設置された実行委員会に対し、補助を

行うものでございます。実績といたしましては、印西中学校国際交流委員会及び小林中学校国際交流委員会に補助金を交付してありまして、各委員会の設立年月日につきましては、印西中学校が平成元年、小林中学校が平成21年という状況となっております。続きまして、市の施策に対する貢献内容でございますが、本市では、平成24年に策定しました総合計画の中で、国際理解教育と国際交流の推進を掲げております。国際理解教育につきましては、外国人講師によりまして、主に英語学習やその強化を行っている状況ですが、国際交流については、実際に外国に渡航することから、中学生という感受性の強い時期に、海外でのホームステイや学校訪問等を通じまして、外国の文化や習慣を直接肌で感じることで得られる体験や経験は、計り知れないものがあることから、貢献度は高いものと考えております。助成団体等の状況でございますが、平成23年度の決算額は調書のとおりでございます。平成25年度の予算額につきましては、1委員会当たり25万円、計50万円の予算額を計上しており、本年度の8月に、両校とも実際に渡航を実施しております。学校別の最新の数字をご説明させていただきますと、印西中学校につきましては、補助金が25万円で、全体事業費が歳入歳出ともに323万円、小林中学校につきましては、補助金が16万2千500円で、全体事業費が歳入歳出ともに168万5千円となっております。なお、補助制度の内容でございますが、基本的に単独補助事業でございます。ただ、一部を企画政策課が所管しております、ふるさとづくり運営基金の運用益を充てている状況でございます。ちなみにその運用益につきましては、平成25年度の状況では11万3千円となっております。補助金交付の目的ですが、中学生が実際に外国へ渡航し、多様な文化や習慣を直接肌で感じることで、外国への興味・関心を持たせるとともに、異文化への相互理解を図り、外国語のコミュニケーション能力の向上と国際性豊かな若者を育むものでございます。予算の積算根拠でございますが、平成24年度につきましては、印西中学校が受け入れ年、小林中学校が渡航、受け入れ双方とも中止の年でございます。補助事業としての実績は、ございません。よって、平成25年度の状況で説明させていただきますと、要綱の規定によりまして、補助額は、国際交流事業の渡航費、宿泊費の経費の10分の1、限度額を25万円としていることから、1委員会当たり25万円、2委員会ということで、計50万円を計上しております。補助効果でございますが、外国という、日本とは文化や習慣が異なる環境の中で、学校で学んだ英語を実際に使いながら、また、コミュニケーションの難しさを肌で感じながら、意思疎通ができたときの達成感などを体験することで、外国語コミュニケーションに対する興味・関心を深めることができたものと考えております。補助金等の終期につきましては、特に設定しておりません。過去の補助金等の見直しにつきましても、特にございません。説明は以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 この補助金の課題は、何でしょうか。

担当課 前回の補助金等評価委員会の中で、いくつかの検討事項ということでお話があったのですが、現在、印西中学校と小林中学校のみの実施となっている状況です。もともと、印西中学校が平成元年からで、学校独自に姉妹校の提携を行い、この活動を始め、その後、小林中学校が平成9年に同じような形で始めたものです。その活動を市としてバックアップするという形で、この補助金が作られたわけですが、個別の補助は、あまり望ましくないということで、補助自体は、市内の学校すべてに拡げているのですが、現段階で手を上げている学校は前述の2校のみとなっており、これを何とか拡げていかなければならない、ということが課題でございます。

委員 ただ、学校の中の活動として、こういった国際交流教育に力を入れると決定して、活動しない限りは、教育委員会としてはどうしようもないわけですね。

担当課 その点につきましては、5年前にも同じような質問をいただいております、色々検討していく中で、前市長が平成23年に、オーストラリアに生徒と一緒に渡航して、姉妹都市ということも視野に入れながら、現地視察を行ったところです。ですので、取組としては、指定校ではなく、姉妹都市という大きな話で行うと、活動が広がるのではないかと考えております。それから、現在は、中学校のみを対象としておりますが、小学校6年生も英語が必修化されたということで、枠組みについても今後検討していかなければならないと考えております。

委員 他の委員の質問に対する回答についての質問になってしまうのですが、人数が減少していますよね、受け入れについては、コンスタントに人数を受け入れていますが、渡航する人数が減少しているのは、どういった理由が考えられるのでしょうか。

担当課 学校で渡航する生徒の希望を取っているのですが、平成元年から比べますと、外国に行く環境も変わってきており、学校の授業として行かなくても、家庭で行く子どもが増えていることも一因かと思えます。それから、渡航した場合は、その家庭で外国からの生徒を受け入れなければなりません。それが負担になるという面もありまして、人数が減少しているものと考えております。

委員 経済的な負担が大きいということは、要因の一つとしてあるのでしょうか。

担当課 それについて、学校に聞いたところ、30万円から35万円かかるということでした。補助額は、約5万円ですので、自己負担が25万円以上かかるということで、保護者の経済的負担が大きいということは否めないと思えます。

委員 そうだからといって、市が全面的に公費で負担をするようなものでもないと思えますし、どうしたらこの事業が活性化するかというのは難しいですね。学校それぞれ

の取り組みに任せるよりは、先ほどご説明があった中での、教育委員会、あるいは市としての国際交流教育に対する事業をどのように行っていくのかという方針を根本的に固めてからの補助制度であるべきと思います。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 質問を2つ挙げているのですが、委員会というのは、その都度委員会を立ち上げているのでしょうか。

担当課 常に組織されている状態です。

委員 委員会は、どのような活動を行っているのでしょうか。

担当課 委員会がこの事業のほとんどを担当しておりまして、相手との連絡調整、生徒の募集、学校との調整など、事業実施に向けた事務を取り扱っております。

委員 どのような方で委員を構成しているのでしょうか。

担当課 元校長や地元の方、保護者の代表者、国際交流協会の方、学校の先生等で構成されております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 質問に回答していただいているのですが、ずいぶん人数が減少してきているのですが、印西中学校と小林中学校は、一緒に渡航しているのですか。それとも別々でしょうか。

担当課 別々に渡航をしております。

委員 そうしますと、小林中学校は4名ですが、4名で渡航となると、厳しいですね。減少している理由が、先ほど説明のあったような理由とこのことだとすると、この事業の存在意義というものを再定義しないと、外国に行く事は他の機会でもできる、この事業を利用して外国へ行くことにどれだけの付加価値があるのか定義しないと、10人以下で行う事業が補助に値するのかということになりますよね。先ほど姉妹都市の話もありましたが、印西市は、姉妹都市を推進する組織としてどのようなものがあるのでしょうか。

担当課 姉妹都市を提携するために活動している部署は、現在ございません。

委員 では、今のところは組織として姉妹都市提携に向けた具体的な動きはないということですね。白井市の祭りのときに、姉妹都市の市長がいらしていた気がするのですが、印西市には、そういったものもないということですね。

担当課 はい、今のところはございません。

委員 先ほど申し上げたように、市の姿勢というのが基盤としてあって、各中学校に対して事業を進めるといった構造というのが背景に無いと、単なる活動に終わってしまうという懸念があるので、運用の方法などについて、再構築をして、その中で将来を見据えた交流の仕方をどうしていくかということを探求してほしいと思います。以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 この事業を行っているのは印西中学校と小林中学校のみということですが、他の中学校は、やっていないのですね。

担当課 はい、そうです。

委員 この2校にだけ突出したサービスを提供することは、教育の公平であるとか、そういう観点から見た場合、どうなのでしょう。

担当課 基本的にはどの中学校の生徒も、希望すれば参加できるような環境作りをすることが理想であると考えております。

委員 先ほどのご説明で、ふるさと運営基金が11万3千円入っているということでしたが、それは旅費に加えられているのでしょうか。

担当課 旅費に加えられております。2校合計で50万円の中に、ふるさと運営基金を財源として一部充てさせていただいております。

委員 私が思うのは、ふるさと運営基金を充てて行っている事業なのに、対象となる学校が2校しかないというのは、公平性の観点から問題があるのではないかと思います。また、補助を出すといっても、渡航される生徒にも多額の自己負担があるため、親の経済状況によっては行きたくても行けない生徒がいるかもしれません。そういった事はありませんでしたか。

担当課 親の経済状況によっては、行きたくても行けない生徒が発生してしまうこともあるかと思えます。しかしながら、全額を市で負担することは、財政運営上、難しいものですから、どこかで線引きをしなければならず、難しいのですが、その辺りの受益者負担のバランスというものも考えていかなければならないと思っております。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは私から質問させていただきます。この事業については、私個人としてはぜひ広めていただきたい事業だと考えております。縮小傾向にあるのは非常に残念なのですが、これを拡大するためにはどうすればよいかという話なのですが、例えば、他の学校で事業を行うためには、相手先を開発するための経費が必要だと思うのです。メールなどで受け入れを打診するだけでは、成立しないと思っておりますので、やはり現地に赴いて、交渉したりすることが必要になるのではないのでしょうか。そのような経費について、市はどのように手当てされているのでしょうか

担当課 現在のところそういった経費は盛り込んでおりませんが、学校から積極的にやりたいといった要望があれば、そのすべてを学校に任せることは適切ではないと考えております。

委員長 だが、学校から手が挙がるのを待っているのでは、中々学校側も手を上げにくいと思えます。やはり、市としてそういった経費などの担保を行った上で、募集を行うべきだと思います。ぜひ、その辺り予算的な配慮をお願いしたいと思います。それから、現在実施している2校についても、減少の一途をたどっていて、その原因の1つに経済的な原因があるとするならば、補助額を増額させることや、事前に積み立てを行うなどの方策も考えられると思えます。現在は、行くことになってから負担を求めているのでしょうか。

担当課 現在は、旅程が決定してからとなっています。

委員長 それから、4～5名で行くのであれば、他の学校も相乗りさせてもよいのではないのでしょうか。1つの学校で集まらないなら、学区の壁を越えて、募集するということがあってもよいのではないのでしょうか。

担当課 それぞれの学校で、単独校での実施が困難になっているということは事実です。学校事業のあり方を見直すいい機会であると考えておりますので、これから検討させていただきたいと思えます。

委員長 ぜひお願いしたいと思います。私からは以上です。

委員長 それでは続きまして53中学校部活動補助金について、簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、中学校部活動補助金について、ご説明いたします。当補助金については、平成17年度に制定しました印西市中学校部活動補助金交付要綱に基づき、中学校の管理下において行われる教育課程外の部活動を行う生徒の保護者に対して、補助金を交付しております。助成団体の状況については、本調書のとおりとなっております。補助金交付の目的ですが、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動に係る保護者の負担を軽減することで、より多くの生徒に、スポーツや文化、科学等に親しむ機会を与え、また、体力向上や健康の保持・増進はもとより、学習意欲の向上や責任感、連帯感を育むものでございます。平成24年度予算の積算根拠でございますが、要綱の規定によりまして、通常大会分、これは県大会以下の大会ですが、大会経費の2分の1、上限を4万円としておりまして、96部×4万円の384万円を計上しております。全国、関東大会分につきましては、交通費、参加費が全額、宿泊費につきましては1万円を上限としておりまして、当初予算では50万円を計上しておりましたが、平成24年度に関しては、木刈中学校の吹奏楽部が東関東大会へ出場することになったことから、その不足分52万4千2百円を流用、充当させていただきました。その結果、全国、関東大会分につきましては101万4千2百円となり、合計額は、485万4千2百円の予算額となっております。平成24年度の実績でございますが、通常大会分につきましては9校103部に交付いたしまして、合計額が361万4千7百70円の支出となっております。また、全国、関東大会分につきましては、5校、11の大会に補助金を交付しまして、110万3千4百30円、合計で、471万8千2百円を支出したところでございます。補助効果でございますが、平成24年度は生徒の85%が部活動に参加しており、部活動全体経費で見ますと1、523万5千円の状況で、補助としては約30%、部活動参加者1人当たりで換算しますと、約2千2百円を補助している状況でございます。これによりまして、部活動に参加する生徒に大会参加の機会を与えることができ、更に保護者の部活動経費の軽減に繋がったものと考えております。補助金交付の終期につきましては、特にございません。過去の補助率等の見直しでございますが、部活動補助金につきましては、古くは平成11年度から補助要綱を設けて実施しており、現行の要綱は平成17年度からとなっております。従前は、大会参加に要する交通費、参加費を算定し補助金を交付しておりましたが、現行では対象経費の2分の1、上限4万円という限度額を設定、逆にプラスの部分として、全国、関東大会出場時の宿泊費を対象に追加したことが主な改正点でございます。説明は以上です。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 事前の質問で、指導者育成の施策の計画について質問しているのですが、ご回答い

ただいまして、体育実技研修会等により指導者の育成を図っているとのことですが、この指導者というのはどのように決めるのでしょうか。

担当課 各学校の部活動の顧問の先生が指導者ということになります。そのほか地域の方がボランティアで外部指導者として行っている学校もございます。

委員 体育実技研修会に専門でない顧問の先生が行く事もあるということですね。

担当課 そうです。指導者が少ない競技においては、県の教育委員会で柔道や剣道等の講習を行うこともあります。印西市では、夏に体育実技研修会ということで、体育の先生及び顧問の先生で、希望される教師を集めて、順天堂大学で講習を行っております。

委員 それは補助金とは、全く別になるのですか。

担当課 全く別になります。

委員 前回の委員会でも色々な意見が出ているのですが、各クラブに4万円づつ払っていますが、生徒数が減少する中で、各クラブの加入状況、活動状況というのはどうなっているのでしょうか。

担当課 本市の部活動の加入率については、約85%を維持しておりますが、生徒数は、減少しております。全国的な傾向として、例えば野球部の人数が足りない等、チームが組めなくなるといったことはどこでも起きています。ただ、取り組む意欲としては、低下しておりませんし、加入率を見ても良好な数字であると考えております。

委員 分かりました、以上です。

委員長 それでは次の委員に質問をお願いします。

委員 事前の質問に対する回答をいただいているのですが、一番上の質問に対しての回答が違う回答になっているのではないかと考えていまして、各部の活動内容や参加人員というのはバラバラですよね。

担当課 はい。

委員 それで、一律4万円というのは、どういう考えなのでしょうか。平均の2倍、3倍の部員がいる部活にとっては、1人当たりの額が少なくなるのではないのでしょうか。その辺りは、どのように考えているのでしょうか。

担当課 4万円は要綱上の補助上限です。実際は、その金額では全く追いつかない経費がかかっています。大会によく出場する部活であれば、保護者の負担額が数十万円になることもございます。そういった意味では、上限4万円という部分は、見直しも検討しなければならない部分かと考えております。

委員 そうですね。部員の数によって幅を設けるとか、そういう対策をしないと部活動がやっていけないのではないかと思うのです。

担当課 上限額を4万円としてしまっているということが、問題かと思えます。

委員 そうですね。上限額を活動内容によって項目分けするなどの工夫が必要だと思います。上限額は、部に対してではなく活動に対して設定するべきではないでしょうか。

担当課 現在は、上限額を4万円にさせていただいているのですが、ほとんどの部活動が4万円を超えてしまいますので、結果的に一律4万円というような形になってしまっている状態です。

委員 上限の4万円については、見直すべきだと思います。義務教育期間中は、平等に参加機会が与えられるべきだと思います。クラブによって親の自己負担額に差があるというのは、不公平ではないでしょうか。お金がかかりすぎるから、別のスポーツにきなさいと親が言うことも考えられますよね。理想としては、希望する子どもが経済的な状況に縛られず、その部活動にも参加できることだと思います。しかしながら、市の予算にも上限があると思いますので、配分方法を子どもたちの公平性というものを踏まえて支出すべきだろうと思います。現在の配分方法は、不公平性がかなりあると思います。ぜひ改善を望みたいと思います。補助要綱というのは、議会に諮らないと変えられないものなのではないでしょうか。

担当課 要綱は、市議会に諮る必要はありませんので、事務方の判断で変えることが可能です。

委員 変更する手続きはどのように行うのでしょうか。

担当課 教育委員会ですと、教育委員会会議に諮り、承認をいただいてから変更するという流れになります。

委員 来年度には間に合わないのでしょうか。ぜひ早めをお願いしたいと思います。以上です。

委員長 それでは、次の委員に質問をお願いします。

委員 今、他の委員が仰ったことと同じような意見なのですが、一律4万円というのは公平でないと思うのです。スポーツの内容にもよりますが、沢山の人数で行うものと、1対1で行うもの等、色々なスタイルがありますので、それぞれの要望に応えられる仕組みがあって当然だろうと思うのです。ぱっと見て公平感があるような制度設計にすることはできないのでしょうか。全ての部活に一律4万円というのは、非常に違和感があると私は感じます。先ほどの話でもありましたが、公平にしていかなければならないと思います。意見になりましたが、私からは以上です。

委員長 それでは、次の委員に質問をお願いします。

委員 部活動の経費というのは、教育委員会で行っている準要保護の対象になるのでしょうか。

担当課 部活動の経費は、対象になっておりません。

委員 対象になっていないのですね。先程から、みなさんの議論を聞いていて、部活動というのは、そもそも課外活動なので、不公平なものと言ったら変ですが、言葉は悪いですが親の経済力が無ければできないので、恐らく、中には金銭的、経済的な負担ができないために部活動をやっていない、というお子さんがいるという可能性がありますよね。ですからそれは、別の制度で教育委員会として考えていく必要があるのかなと思っています。これから経済的な理由で部活動に参加できない子どもが増える可能性もあるわけです。それは、部活動の衰退に繋がっていくわけですから、その部分については、この補助金ではない制度でケアすべき部分であると思います。その他に、この補助金の目的としては、部活動を盛んにしてもらいたい、なるべく子どもに部活動に参加してもらい、大会に出て色々な経験を積んでもらいたいという思いで出している補助金であると思うのです。ですから、経済的な公平性よりも、どうしたら部活動を盛んにしてもらえるか、もっとお金をかけてもらえるかということに重点を置くべきではないかと思います。これは私の意見ですので、他の委員の方は、お考えが違ってもかもしれませんが、もっと活動してもらおう、お金に関係なく参加してもらおうためにはどのくらいのお金が必要なのか、上限4万円で適切かどうかというところを、ここで示されている数字だけでは分からないので、現実的に学校の方で対象経費として見えていない部分などがあるのではないですか。

担当課 基本的には、部活動経費の全体を見ている中で、補助としておおむね30%を補助しているといった状態です。

委員 現実としては、親がもっと負担しています。保護者会などでもそうですが、この2倍、3倍のお金を出しているのです。部活動後援会なる形で部費を出していたり、沢山出しているのです。それで活動してもらっています。ほんの一部分に対して市が補助している状態ですので、もう少し親の経済力でセーブしないようにするには、4万円が上限として適切なのかというのを、もう一度検討してもらいたいと思います。対象経費の2分の1というのは、良いと思いますが、上限については検討が必要だと思います。ちなみに先ほどの準要保護で、部活動の経費について認めることなどはできるのでしょうか。

担当課 準要保護は修学旅行の費用や給食費など、学校生活に必須の部分を対象としており、部活動については基本的に任意参加の部分になりますので、部活動経費を準要保護の対象とするのは難しいと思います。

委員長 それでは、私から質問させていただきます。大会に参加する場合の足ですが、市のバスを出すなどといった事をしていないのでしょうか。

担当課 現在のところ、市でバスを出しているのは校外学習に限られており、部活動については、使用しておりません。

委員長 関東大会に出ます、といった場合も同様でしょうか。

担当課 同様となります。

委員長 制度としては、この4万円の中でやってくださいということですね。

担当課 当然、4万円では足りない部分が出てきますので、保護者の方が負担をしながらバスをチャーターしたり、自分の車を出したりして対応しております。先ほど、委員が指摘されたとおり、自分の車を出した時のガソリン代や人件費は補助経費の中に盛り込まれていない部分になるかと思います。

委員長 他方では、4万円かからないので、1万数千円でという決算の部活動もありますが、そうすると残りは返す形になるのでしょうか。

担当課 基本的には、学校からそれぞれ計画を上げていただき、一度概算払いを行う形になります。ですので、計画を上げていただく段階で、4万円を切る活動計画であれば、4万円以下の金額で概算交付させていただき、最後に清算するという形になります。

委員長 4万円の中であれば、例えば美術部の生徒が自分の絵の具を買ってもよいのでしょ

うか。

担当課 補助金の交付対象は、大会参加費となっておりますので、通常活動に補助金を使うことはできません。

委員 生活保護世帯等の子どもについては、こういった配慮をされているのでしょうか。

担当課 部活動の部分については、特に配慮しておりません。

委員長 部活動は、憲法で保障されている義務教育の範疇なののでしょうか、それとも義務教育には含まれないのでしょうか。

担当課 改正された学習指導要領の中で課外活動として位置付けられており、学校教育の一環ということで、義務教育に含まれているという解釈です。したがって、義務教育の範囲内となります。

委員長 義務教育の範囲内であれば、本来無償であるべきではないのでしょうか。

担当課 部活動については、基本的に任意参加となっておりますことから、相応の受益者負担も発生することになります。

委員長 義務教育なのに任意というのが理解できないのですが。

担当課 義務教育の中の課外活動ですので、基本的に希望する子どもが入るのが部活動です。クラブ活動ですと全員が入るのですが、部活動は、希望する生徒という形です。義務教育といえますか、学校教育の一環で行っているということです。

委員長 分かりました。他に質問はありませんか。

それでは、ここまでの補助金について評価を行います。

まず、52中学校国際交流事業補助金について評価を行います。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

それでは、委員会の意見は、現状維持で継続と縮小して継続に分かれたということにします。

委員長 それでは、次に53中学校部活動補助金について、評価したいと思います。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員長 私は、現状維持で継続です。

それでは委員会の意見としては、現状維持で継続とし、拡大して継続を少数意見といたします。

委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第12回補助金等評価委員会を終了します。ご協力ありがとうございました。

平成25年11月13日に行われた第12回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 神沢 學